

新型コロナウイルス感染症が発生した社会福祉施設等への

応援職員の派遣について Q & A

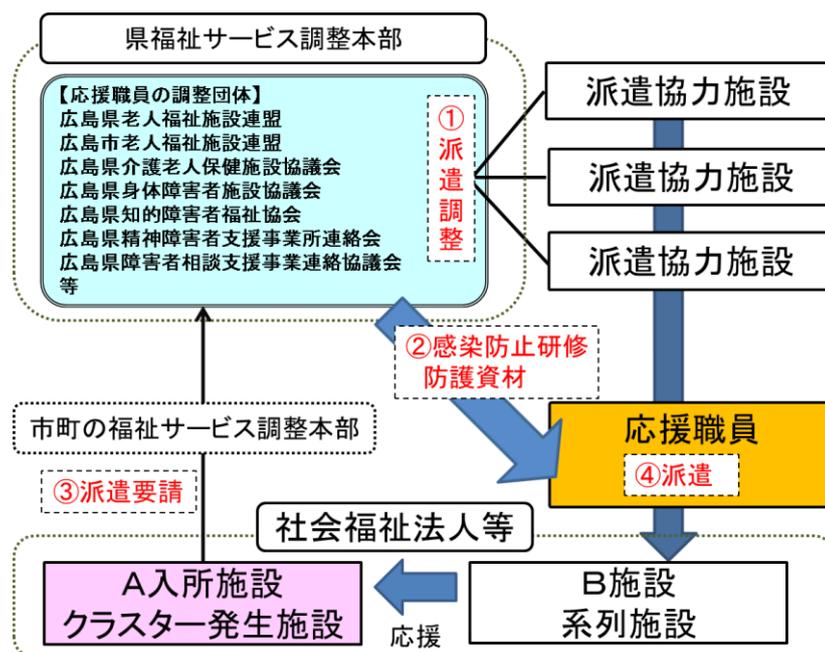
R2. 8. 4

I 応援体制の構築

問1 入所施設でクラスターが発生した場合に応援職員を派遣することにした背景は何か。
答 入所施設でクラスターが発生した場合の支援については、当初、新型コロナウイルスの感染経路等の特性が不明であったことなどから、二次感染のリスクを勘案し、あえて支援しないという方針としていましたが、このウイルスの特性がわかってきたほか、広島市と三次市のクラスター事案や新型コロナウイルス感染症に関する福祉サービス調整本部の見解を踏まえ、二次感染のリスクに十分に配慮した上で支援する方針に変更したところです。

問2 クラスターが発生した施設が、他の施設と個別に協議のうえ応援職員を確保すれば良いのではないか。

答 クラスターが発生した施設が他の施設と個別に協議するのは、大きな負担となります。例えば、他の施設に応援を頼んだとしても、派遣を断られた場合は、別の施設を探さなければならなくなり、協議を行うだけでも相当な業務負担となります。そもそも、事前の準備や合意がないまま、他の施設に応援を頼んでも、それに即座に応じることができる施設はほとんどないと思われます。応援体制を構築することにより、クラスター発生施設が他の施設と個別に協議する負担を軽減できるだけでなく、迅速に応援職員を派遣することができるようになると考えています。

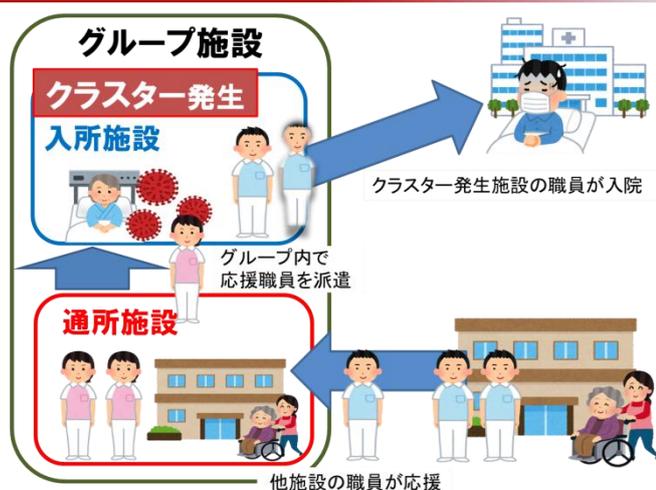


Ⅱ 応援職員の派遣について

問3 クラスタ発生施設への応援職員の派遣の手順はどうか。

答 県がクラスタの発生直後に派遣する感染症医療支援チームが、入所者、職員のPCR検査の結果などを踏まえ、クラスタ発生施設の設置者へ必要な応援職員の人員等を助言します。当該施設設置者は、まずは、系列施設からの応援を検討し、それでも不足する場合には、市町を通じて県へ応援職員の派遣要請を行います。これを受けて県は、高齢者、障害者の施設関係団体へ応援職員の調整を要請し、調整がついた者を派遣することとしています。

クラスタが発生した社会福祉施設等への応援職員の派遣イメージ



問4 連携協定は派遣先と派遣元がその都度交わすのですか。

答 派遣時には勤務条件や費用負担などについて、派遣先と派遣元において取り決めておく必要があります。このため、派遣先、派遣元、双方において必要に応じて締結することを想定しています。協定の文例については県で作成します。

問5 クラスタ発生施設に派遣する応援職員は、どのように選定するのか。

答 クラスタ発生施設から応援職員の派遣要請があった場合は、原則、クラスタ発生施設とできるだけ近隣の施設から高齢者、障害者の施設関係団体が派遣協力施設と調整のうえ応援職員を選定します。ただし、多くの応援職員を必要とする場合など、遠方の施設から応援職員を派遣する可能性もあります。

問6 派遣元と派遣先との調整には調整役が必要ではないか。また、クラスタが複数発生した場合、応援職員を複数派遣することを想定しているのか。

答 応援職員を派遣するに当たっては、県においてもできる限りの支援をさせていただきます。また、団体へ応援職員の派遣に係るコーディネートに関する業務を依頼したいと考えています。応援職員を派遣する人数については、派遣先の意向、感染症医療支援チームの意見等を踏まえて調整します。

- 問7** 回答した応援職員以外の職員を派遣してもよいか。
- 答** 応援職員には事前に感染症に関する研修を受けてもらうこととなります。クラスター発生施設の系列の施設（クラスターと関係ない施設）へ派遣する場合は別の職員でも可能な場合もあるかもしれませんが、応援職員として派遣する可能性のある職員は全て回答してください。応援職員を派遣する際には、派遣協力施設の状況等を踏まえて応援職員として派遣する者を選定します。
- 問8** 応援職員を派遣すると派遣した施設が人員基準を満たせなくなる場合もあるのではないかと。
- 答** 新型コロナウイルスの影響により一時的に人員基準を満たせなくなる場合は、国から柔軟な取り扱いが可能であるとの通知が出ておりますので、直ちに減算となることはありません。
- 問9** 職員の派遣について打診があった場合、必ず応援職員を派遣しないといけないのか。
- 答** 応援職員を派遣する際には、派遣協力施設の状況を踏まえて応援職員として派遣する者を選定します。応援職員の協力者を回答すると必ず職員を派遣するというものではありません。
- 問10** 応援職員に非常勤職員も想定しているが、ある程度の要件を満たす職員を登録した方が良いのではないかと。
- 答** お見込みのとおり。ただし、要件を設定することは困難であるため各施設において適切な職員を推薦していただくようお願いします。
- 問11** 派遣先は、居宅介護事業所、入所施設など、決まっていますか。
- 答** 基本的にクラスター発生施設には、系列の事業所から応援職員を派遣し、手薄となった事業所に対して他施設から応援職員を派遣します。このため、派遣先は入所施設、居宅介護事業所のいずれも想定されます。

IV 派遣条件

- 問12** 応援職員の業務の扱いはどうなりますか。
- 答** 応援職員は、派遣協力施設の身分のまま出張により派遣することとなります。応援職員が短時間勤務等により雇用保険に未加入の場合（労災の適用がない）など、個別に対応が必要な者は派遣時に調整させていただきます。
- ただし、応援職員が介護する入所者の特性や、派遣先施設の設備の状況など、派遣先施設に特有の事項について、派遣先の指示を受けることとなります。

問13 応援職員の業務は、どのようなことをするのですか。

答 応援職員には、派遣された事業所（施設）において、利用者への介護業務等を行っていただきます。クラスター発生施設に応援職員を派遣する場合は、感染リスクを低減させるため、業務を食事介助等に限定することも検討しています。

問14 応援職員は感染者や濃厚接触者の介護をするようになるのか。

答 クラスターが発生した場合、発生した施設へは系列の事業所が応援することとし、手薄となった事業所に応援職員を派遣することを基本としています。
この場合、応援職員が感染者や濃厚接触者に対して介護等を行うことはありません。ただし、系列の事業所がない場合等で、クラスター発生施設に応援職員を派遣する場合には、感染管理の知識を有する医療職によるゾーニングが完了した後にクリーンエリアで業務を行うこととし、感染者への介護等を行うことはありませんが、陰性の濃厚接触者への介護等を行う場合はあり得ます。

問15 応援職員の派遣期間はどれくらいを想定しているのか。

答 クラスターの発生状況や派遣先の職員の充足状況にもよりますが、1～2週間程度を想定しています。ただし、クラスター発生施設へ応援職員を派遣する場合は、二次感染のリスクを低減させるため、できるだけ応援職員の交代を減らした方が良いのではないかと考えています。
また、派遣中に派遣協力施設の都合により派遣を中止せざるを得ない場合は、応援職員の派遣を中止し、必要に応じて別の施設から応援職員を派遣する場合があります。

問16 感染防止対策のため、応援職員は派遣終了後、派遣協力施設に職場復帰する前に待機期間が必要ではないか。

答 派遣先がクラスター発生施設の系列施設の場合は、待機期間の必要がない場合も想定されます。また、派遣先がクラスター発生施設の場合は、派遣先の状況、専門家の意見、派遣協力施設の意向等を総合的に判断し、待機期間が必要になる場合もあると考えています。

問17 感染防止対策のため、応援職員に対してPCR検査は実施するのか。また、実施する場合の検査費用は誰が負担するのか。

答 応援職員が派遣業務の終了後に安心して職場復帰できるようにするため、派遣前と派遣後にPCR検査を実施することとしています。また、検査費用については、国の「新型コロナ緊急包括支援交付金」を活用し、県が負担するよう考えています。

問18 入所施設へ応援職員として派遣された場合、夜勤をすることもあるのか。

答 応援職員に夜勤、時間外勤務をしていただくことは基本的に想定していませんが、派遣時に派遣先と派遣元において応援職員の勤務条件等を調整することになります。

問19 応援職員は派遣期間中、勤務時間以外についても拘束されることはあるのか。

答 応援職員が感染した場合など特殊な事態が起きない限りは、派遣中に身柄が拘束されることは想定していません。

問20 応援職員は派遣期間中、近距離施設への派遣でも自宅から通勤できないのか。

答 基本的には、近距離の場合は宿泊施設を利用することは想定していません。同居家族等への配慮から自宅でなく宿泊施設を利用することはあり得ると思います。

問21 応援職員は派遣期間中、宿泊施設を利用するのは「通勤することの負担軽減」、あるいは「感染拡大防止」のためか。

答 両方のケースがあり得ると思います。

問22 応援職員を派遣する際に、近隣に宿泊施設がない場合はどうすれば良いか。

答 感染拡大防止のため、応援職員はできるだけ近隣の施設から派遣するように考えており、宿泊施設を利用しなくても対応できるように配慮します。

問23 派遣期間中の給与は、誰が負担するのか。

答 派遣期間中の給与等の応援職員の派遣に伴う費用の負担については、派遣先と派遣元において取り決めていただきますが、応援職員の派遣期間に相当する給与を派遣先が負担した場合には、県が派遣先に対して相当額（上限日額8千円）を支援することとしています。

問24 県が派遣先に対する支援する派遣期間中の給与は、「派遣期間中及び派遣終了後最大2週間の待機期間」が対象となるのか。

答 お見込みのとおり。派遣先が派遣元に対して負担した給与相当額の対象期間となります。ただし、派遣先がクラスター発生施設の系列施設の場合は、待機期間の必要がない場合も想定されます。

問25 応援職員が感染した場合は、「職場に復帰するまでの待機期間の人件費」として県の支援の対象となるのか。

答 応援職員が感染した場合は、派遣元の対応（労災等）によると思いますが、状況によっては派遣先が負担することもあり得ると思われれます。県はできる範囲で支援したいと考えています。

問26 応援職員に対する特殊勤務手当（危険手当）の額はどうなるのか。

答 特殊勤務手当（危険手当）については、介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（国庫補助事業）の範囲内（上限日額4千円）で支援することを想定しています。国の制度では、応援職員の濃厚接触者等への対応状況により金額が変動することとなっているため派遣時に調整します。なお、派遣先がクラスター発生施設でない

場合等で濃厚接触者等へ対応しない場合については交付の対象となりません。

問27 応援職員の交通費・宿泊費は、誰が負担するのか。

答 応援職員が派遣業務に従事するに当たり、自宅から派遣先への移動に要する交通費と、宿泊を要する場合の宿泊費は、派遣先が負担することとします。ただし、これらの交通費・宿泊費については、県（広島市、呉市、福山市）が実費相当額を派遣先に交付します。

問28 応援職員が職場復帰するまでの間、宿泊施設を利用した場合に県の支援はあるのか。

答 同居家族等への配慮から自宅でなく宿泊施設を利用することはあり得ると思います。宿泊費に対する支援については、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（国庫補助事業）の対象の範囲内で県（広島市、呉市、福山市）が支援することを想定しています。ただし、派遣終了後の職場復帰までの待機期間に係る宿泊費については、国の支援制度の対象となるかは、まだ示されておりません。

問29 応援職員への傷害保険は誰が契約するのか。また、補償内容はどうなるのか。

答 保険の補償内容等の契約条件については、派遣元において必要なものに加入していただくことを想定しており、県がお示しすることは考えていません。保険の加入費用に対する県等からの交付金は、介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（国庫補助事業）により県の予算の範囲内で交付することとしています。

問30 応援職員が派遣中に新型コロナウイルスに感染した場合の補償はどうなるのか。

答 応援職員が派遣中に感染した場合は、派遣協力施設で加入している雇用保険（労災）で対応することとし、その取り扱いについては、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として労災保険給付の対象となるとされています。また、新型コロナウイルス感染症が対象の傷害保険等へ加入する場合は、応援職員を派遣する施設に対して、県が予算の範囲内で保険料相当額を交付します。

問31 応援職員が派遣中に使用するマスク、消毒液等は支給されるのか。

答 応援職員が業務を行うために必要な感染防護資材は県が支給します。

V その他

問32 応援職員の事前研修にかかる旅費交通費、人件費は県の支援があるのか。

答 事前研修は半日程度を想定しており、人件費を負担することは想定していません。旅費、交通費については、団体において負担した場合、県が応援職員の派遣に係るコーディネート機能の確保等に要する費用として負担できるか検討します。

問33 広島県の取組みと類似の取組を行っている都道府県の制度等について把握しているか。

答 福島県，山梨県，神奈川県，三重県等において同様の取組が行われていると承知しています。また，他の都道府県においても準備されていると聞いています。

問34 応援職員の協力施設に対し，傷害保険や人件費請求、代替人件費請求等の制度説明会は実施しないのか。また，応援職員に対する感染症に関する研修はいつ実施するのか。

答 協力していただける全ての施設に対する説明は考えていません。応援職員を派遣する際に個別に対応させていただきます。また，応援職員に対する事前の感染症に関する研修については，準備が整い次第，8月中には開催したいと考えています。

問35 募集期限は7月末とあるが、継続して募集した方が良いのではないか。

答 7月末の募集期限は，事務手続きの便宜上設定したものです。募集については8月以降も継続したいと考えています。

問36 地域毎に目標登録者数を設けるとか、県全体でどの位必要と考えているのか明示した方が良いのではないか。

答 他県においては，地域ごとに目標や目安を設定しているところもありますが，本県ではあくまでも各施設の自主的な助け合いによる仕組みを目指していることから設定しないこととしています。